

[標準様式例 4-3]

## 随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和3年度関門航路(関門鉄道トンネル上部)浚渫影響検討業務
業 務 概 要	本業務は、関門航路において、関門鉄道トンネル上部を水深14mとするための浚渫のトンネルへの影響について、検討会等による学識経験者の意見等を踏まえて検討するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 関門航路事務所長 久保 敏哉 北九州市小倉北区浅野3丁目7番38号
契 約 年 月 日	令和3年11月5日
契 約 業 者 名	一般財団法人 沿岸技術研究センター
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区西新橋1-14-2
契 約 金 額	19,470,000円(税込み)
予 定 価 格	19,525,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	<p>関門鉄道トンネル上部区域は、すでに水深13m化され現在に至っているが、今後、計画水深である水深14mとするためには、現況を把握し、土被りが薄くなること等に対するトンネルの安定性への影響の評価項目と内容を検討する必要がある。</p> <p>このため、業務遂行のためには、構造物の安定性評価に関する高度で専門的な知識と豊富な経験が必要である。</p> <p>以上のことから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続を公示し、参加表明業者においては、予定管理技術者の経験・能力(技術者資格、専門技術力)、本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案の観点からなる技術提案書を書面で提出を求めるとともに、予定管理技術者へのヒアリングを行うことにより、専門知識及び技術力の確認をし、本業務の遂行能力等を評価した。</p> <p>建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、一般財団法人沿岸技術研究センターが今回の業務内容を受注するにあたり最適業者であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものである。</p>
業 務 場 所	-
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 ( 自 )	令和3年11月5日
履 行 期 間 ( 至 )	令和4年3月18日
備 考	

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。